

# 平成30年規制改革実施計画 「卸売市場を含めた流通構造改革」 フォローアップ

---

# 目次

---

1 卸売市場の目指すべき姿	.....	2
2 卸売市場法の改正概要	.....	3
3 卸売市場法改正後の運用状況	.....	4
4 開設者が定める実務的なルール	.....	8
5 ICTの活用等に関する食品流通の合理化	.....	10
6 不公正な取引に関する調査の実施状況	.....	12

# 1 卸売市場の目指すべき姿

## ○ 卸売市場の機能の発揮

- ・ 全国各地から**多種・大量**の物品を集荷し、実需者のニーズに応じて**迅速かつ効率的に分荷**
- ・ **需給を反映**した公正で透明性の高い**価格形成**
- ・ 販売代金の出荷者への**迅速な決済**
- ・ **需給に係る情報**を収集し、川上・川下にそれぞれ**伝達**

## ○ 食品流通の変化への対応

- ・ 生鮮食料品のままでの需要が減少し、**加工食品**や**外食**での需要が**拡大**するなど**流通ルートの多様化**
- ・ **トラックドライバー不足**等物流の問題

## ○【卸売市場法（昭和46年4月3日法律第35号）第1条 目的】

卸売市場が食品等の流通において生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることに鑑み、卸売市場に関し、農林水産大臣が策定する基本方針について定めるとともに、農林水産大臣及び都道府県知事によるその認定に関する措置その他の措置を講じ、その適正かつ健全な運営を確保することにより、**生鮮食料品等の取引の適正化**とその**生産及び流通の円滑化**を図り、もって**国民生活の安定**に資することを目的とする。

## ○【卸売市場に関する基本方針（平成30年農林水産省告示第2278号）第1】

中央卸売市場及び地方卸売市場（以下単に「卸売市場」という。）が有する**集荷及び分荷**、**価格形成**、**代金決済等**の調整機能は重要であり、卸売業者の集荷機能、仲卸業者の目利き機能等が果たされることにより、食品等の流通の核として国民に安定的に生鮮食料品等を供給する役割を果たすことが期待される

他方、**生産者の所得の向上**と**消費者ニーズへの的確な対応**のためには、卸売市場を含めて**新たな需要の開拓**や**付加価値の向上**を実現することが求められる。

流通が多様化する中で、卸売市場は、**生鮮食料品等の公正な取引の場**として、特定の取引参加者を優遇する差別的取扱いの禁止のほか、取引条件や取引結果の公表等公正かつ透明を旨とする**共通の取引ルールを遵守**し、**公正かつ安定的に業務運営**を行うことにより、高い公共性を果たしていくことが期待される。

また、地方公共団体を始めとする開設者は、**地域住民からの生鮮食料品等の安定供給**に対するニーズに応えつつ、高い公共性を果たす必要がある。

# 2 卸売市場法の改正概要

## 改正前

<b>基本方針</b> ○卸売市場の整備を図るための基本方針の策定:農林水産大臣
<b>開設の認可</b> ○中央卸売市場:大臣認可〔開設主体:都道府県・人口20万人以上の市〕 地方卸売市場:都道府県知事許可〔開設主体:規定なし〕
<b>認可基準(中央卸売市場)</b> ① 中央卸売市場整備計画に適合すること ② 業務規程の内容が法令に違反しないこと ③ 業務規程に定められた事項が業務の適正・健全な運営を確保する見地から適切であること ④ 中核的拠点として適切な場所に開設され、相当規模の施設を有すること ⑤ 事業計画が適切で、その遂行が確実と認められること
<b>取引規制</b> ○売買取引の原則 ○売買取引の方法の策定 ○差別的取扱いの禁止 ○受託拒否の禁止(中央のみ) ○代金決済方法の策定(中央のみ) ○取引結果の公表 ○第三者販売の原則禁止(中央のみ) ○直荷引きの原則禁止(中央のみ) ○商物一致の原則(中央のみ) 等
<b>指導・監督(中央卸売市場)</b> ○農林水産大臣による監督 ・開設者への報告徴求、立入検査、改善措置命令、認可取消等 ・卸売業者への報告徴求、立入検査、改善措置命令、許可取消等 ○開設者による監督 ・卸売業者等への報告徴求、立入検査、改善措置命令

卸売市場に関する全般的な方針の策定

開設者の申請に基づく認定制へ

・共通ルールに取引条件等の公表を追加  
 ・第三者販売等はその他ルールとして卸売市場毎に判断

卸売業者の許可制等を廃止

## 改正後

<b>基本方針(第3条)</b> ○卸売市場に関する基本方針の策定:農林水産大臣
<b>開設の認定(第4条、第13条)</b> ○中央卸売市場:大臣認定〔開設主体:規定なし〕 地方卸売市場:都道府県知事認定〔開設主体:規定なし〕
<b>認定基準・取引ルール(第4条、第13条)</b> ① 業務規程の内容が基本方針に照らし適切であること ② 業務規程の内容が法令に違反しないこと ③ 業務規程に次の「 <b>共通の取引ルール</b> 」が定められていること イ 売買取引の原則 ロ 差別的取扱いの禁止 ハ 売買取引の方法 ニ 売買取引条件の公表 ホ 受託拒否の禁止(中央卸売市場のみ) ヘ 決済の確保 ト 売買取引の結果等の公表 ④ 「その他の取引ルール」が定められている場合には、次の要件を満たしていること(第三者販売、直荷引き、商物一致等) イ 共通の取引ルールに反しないこと ロ 卸売業者、仲卸業者等の取引参加者の意見を聴いて定めていること ハ その内容が公表されていること ⑤ 開設者が取引ルールを遵守させるために必要な体制を有し、卸売業者等への報告徴求、立入検査、是正の求め等を実施できること ⑥ 円滑な取引の確保に必要な施設を有すること ⑦ 卸売市場の適正・健全な運営に必要な一定の要件に適合すること
<b>指導・監督(第9条～第12条、第14条)</b> ○農林水産大臣・都道府県知事による監督 ・開設者への報告徴求、立入検査、措置命令、認定取消等

### (参考) 食品流通構造改善促進法の改正

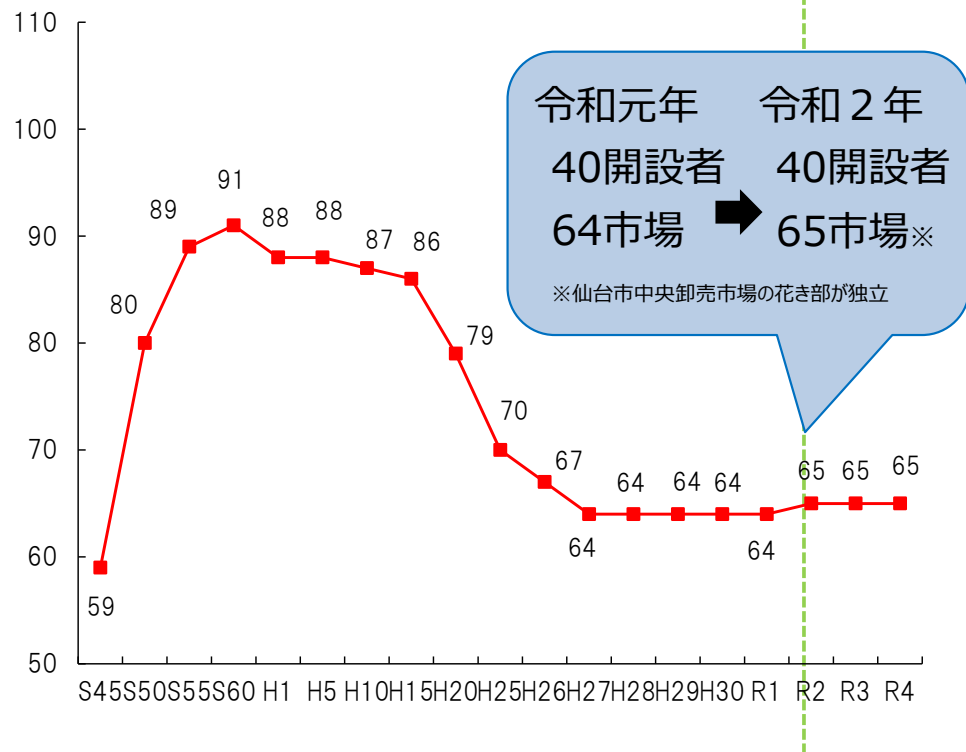
- (1) 農林水産大臣は、次の事項を定めた食品等の流通の合理化に関する基本方針を定める。(第4条)
- (2) 農林水産大臣は、基本方針等に即し、食品等の流通の合理化を図る事業に関する計画を認定する。(第5条)
- (3) 農林水産大臣は、食品等の取引状況について定期的な調査を行い、当該調査の結果に基づき必要な措置を講じ、不公正な取引方法があると認める場合には公正取引委員会に通知する。(第27条から第29条まで)

※上記の改正に伴い、題名を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改める。

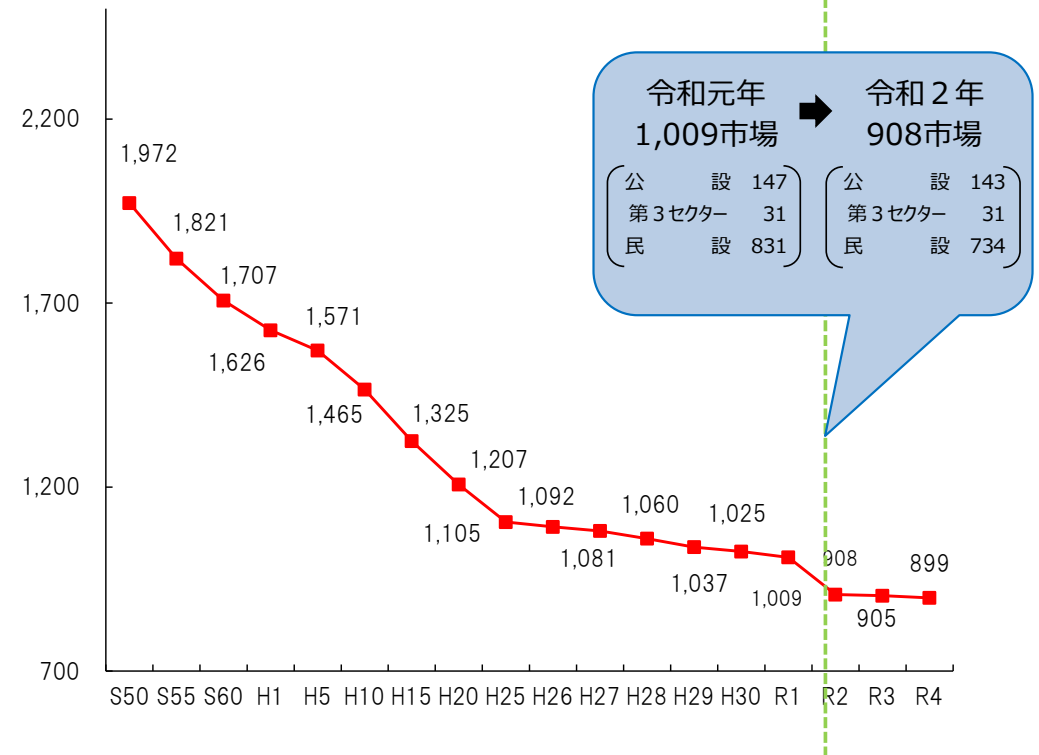
### 3 卸売市場法改正後の運用状況①

○ 改正前後の卸売市場の認可・認定の状況は、中央卸売市場で**ほぼ同数**、地方卸売市場で**約 1 割減**。

中央卸売市場



地方卸売市場



資料：農林水産省食品流通課調べ

注：中央卸売市場は、各年度とも年度末時点の数である（R4は9月末）。

地方卸売市場については、H23年度までは年度当初時点の数、H24年度以降は年度末時点の数である（R4は9月末）。

### 3 卸売市場法改正後の運用状況②

- 法定の取引ルールは、取引参加者に不当に差別的な取扱いをしない、取引価格や数量を公表する等、公正な取引を担保するための**共通の取引ルールに限定**。

事項名	概要
① 売買取引の原則	取引参加者は、 <b>公正かつ効率的に売買取引</b> を行うこと。
② 差別的取扱いの禁止	卸売業者は、出荷者、仲卸業者、売買参加者その他の買受人に対して、 <b>不当に差別的な取扱いをしない</b> こと。
③ 売買取引の方法	卸売業者は、 <b>せり売り</b> 又は <b>入札</b> の方法、 <b>相対</b> による取引の方法として業務規程に定められた方法により、卸売をすること。
④ 売買取引の条件の公表	卸売業者は、 <b>営業日・営業時間、取扱品目、物品の引渡しの方法、委託手数料、出荷者又は買受人が負担する費用、支払期日・支払方法、奨励金等</b> をインターネットの利用その他適切な方法で <b>公表</b> しなければならない。
⑤ 受託拒否の禁止 (中央卸売市場のみ)	卸売業者は、卸売のための <b>販売の委託の申し込み</b> があった場合には、受入能力を超える場合や法令違反の疑いがあるなど <b>正当な理由がなければ拒んではならない</b> こと。
⑥ 決済の確保	取引参加者が売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済の方法として <b>業務規程に定められた方法により決済</b> を行うこと。
⑦ 売買取引の結果等の公表	卸売業者は、主要な品目の日ごとの <b>卸売予定数量、卸売の数量及び価格、委託手数料、奨励金等</b> の取引の指標となるべき事項を <b>公表</b> すること。

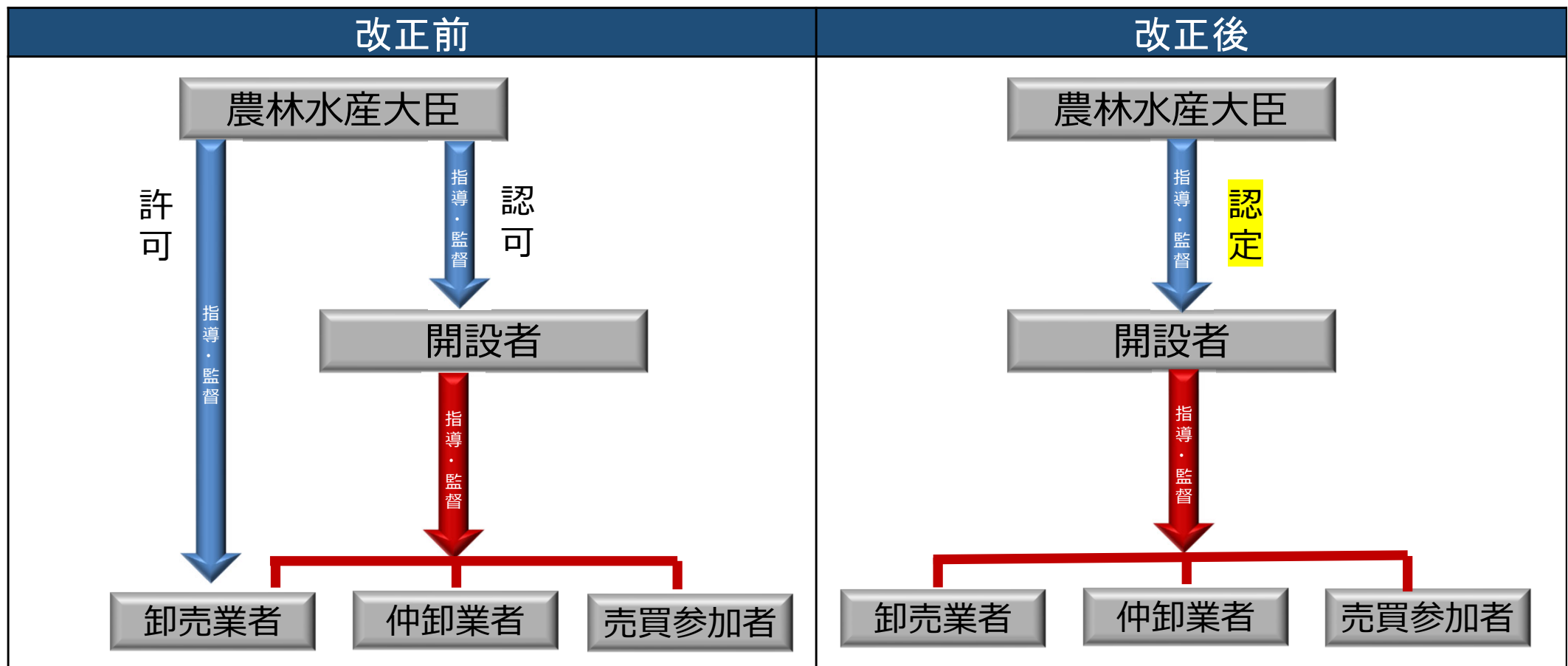
### 3 卸売市場法改正後の運用状況③

- 共通の取引ルール以外の「**その他の取引ルール**」は、生産者の所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応を図る観点から、**開設者**が取引参加者の意見を聴いて**制定**。

	改正前	改正後
第三者販売	<p>卸売業者による同一市場内の仲卸業者・売買参加者以外（第三者）への卸売は原則禁止</p>	<p>40開設者中、<b>29開設者が第三者販売を導入</b> 11開設者が原則禁止を維持</p>
直荷引き	<p>仲卸業者による産地からの直接集荷（直荷引き）は原則禁止</p>	<p>40開設者中、<b>30開設者が直荷引きを導入</b> 10開設者が原則禁止を維持</p>
商物一致	<p>商品は卸売市場に持ち込んで取引すること（商物一致）が原則</p>	<p>40開設者中、<b>35開設者が商物分離を導入</b> 5開設者が原則禁止を維持</p>

### 3 卸売市場法改正後の運用状況④

- 農林水産大臣・都道府県知事の関与は、**卸売市場の開設の認定**、**開設者に対する指導監督**に限定。  
(農林水産大臣による中央卸売市場の卸売業者の許可制は廃止)
- 開設者に対しては、
  - ・ 開設の認定の申請があった際、**開設者が卸売業者、仲卸業者、売買参加者に対して指導・助言、報告・検査、是正の求め等**を行いうることを確認。
  - ・ 毎年、開設者から運営状況報告書を報告。必要に応じて**開設者に対して指導・助言、措置命令、報告徴求・立入検査等**を実施。





# 4 開設者が定める実務的なルール①

- 開設者が定める実務的なルールは様々。  
例えば、売買参加者に関して、卸売の相手方として必要な資力・信用・知識・経験等を規定。

## 【売買参加者に関する規程例（インターネットで公表されているもの）】

	東京都中央卸売市場	大阪市中央卸売市場	千葉市地方卸売市場
業務規程／条例	<p>(売買参加者の承認) 第十二条 売買参加者になろうとする者は、<b>知事の承認</b>を受けなければならない。</p> <p>4 知事は、第一項の承認の申請が次に掲げる<b>基準の全てに適合</b>すると認めるときは、同項の<b>承認</b>をするものとする。</p> <p>一 申請者が、申請前に市場の売買参加者の承認の<b>取消しを受けたことのない者</b>(取消しの日から起算して一年を経過した者を含む。)であること。</p> <p>二 申請者が卸売の相手方として必要な<b>資力、信用、知識及び経験</b>を有するものであること。</p> <p>三 申請者(申請者が法人である場合にあつては、その業務を執行する役員)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する<b>暴力団員</b>(以下「暴力団員」という。)又は<b>暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者</b>(以下これを「暴力団員等」という。)でないこと。</p> <p>四 申請者が<b>暴力団員等</b>をその業務に従事させておらず、かつ、その業務の<b>補助者</b>として使用していないこと。</p> <p>五 申請者がその業務活動について<b>暴力団員等</b>により<b>支配</b>を受けていないものと認められること。</p>	<p>(売買参加の認定) 第32条 市場においてせり又は入札に参加して卸売業者から生鮮食品等の卸売を受けようとする者(仲卸業者を除く。)は、<b>市長の認定</b>を受けなければならない。</p> <p>4 市長は、第1項の認定の申請者が次の各号の<b>いずれかに該当</b>するときは、同項の<b>認定をしてはならない</b>。</p> <p>(1) <b>破産者</b>で復権を得ないものであるとき</p> <p>(2) 第69条第3項第3号の規定による認定の<b>取消し</b>を受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき</p> <p>(3) せり又は入札の方法による卸売の相手方として必要な<b>知識、経験又は資力信用</b>を有しないとき</p> <p>(4) <b>法人</b>である場合には、その業務を執行する<b>役員</b>の中に第1号、第2号又は次号の<b>いずれかに該当する者</b>があるとき</p> <p>(5) 卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるときその他市長が市場における<b>取引の適正かつ健全な運営を確保するため不適當</b>であるとして市規則で定めるものであるとき</p> <p>(6) 申請者が市場において行おうとする業務が<b>暴力団の利益</b>になるとき</p>	<p>(売買参加者の承認) 第26条 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者(仲卸業者を除く。)は、<b>市長の承認</b>を受けなければならない。</p> <p>4 市長は、第1項の承認の申請が次の各号の<b>いずれかに該当する場合を除き</b>、同項の承認をするものとする。</p> <p>(1) 申請者が第28条又は第70条第3項の規定による承認の<b>取消し</b>を受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。</p> <p>(2) 申請者が卸売の相手方として必要な<b>知識及び経験</b>を有しない者であるとき。</p> <p>(3) 申請者が当該申請に係る取扱品目の部類に属する市場の<b>卸売業者若しくは仲卸業者</b>又は卸売業者若しくは仲卸業者の<b>役員若しくは使用人</b>であるとき。</p> <p>(4) 申請者が<b>法人</b>であつて、その業務を執行する<b>役員</b>のうちに前号に該当する者があるとき。</p> <p>(5) 申請者が<b>暴力団員等</b>であるとき。</p> <p>(6) 申請者が<b>法人</b>であつて、その業務を執行する<b>役員</b>のうちに前号に該当する者があるとき。</p> <p>(7) 申請者が<b>暴力団員等</b>をその業務に従事させているとき。</p> <p>(8) 申請者がその業務活動について<b>暴力団員等</b>により<b>支配</b>を受けていると認められるとき。</p>

# 4 開設者が定める実務的なルール②

	東京都中央卸売市場	大阪市中心卸売市場	千葉市地方卸売市場
業務規則／条例施行規則	<p>(売買参加者の承認申請書及び添付書類)            第六条 条例第十二条第一項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記第五号様式による<b>売買参加者承認申請書</b>を提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所            二 法人である場合にあっては資本金又は出資の額及び役員の名            三 承認を受けて卸売業者から卸売を受けようとする市場及び取扱品目</p> <p>3 第一項の承認について、知事は、適正かつ健全な取引を確保するため必要に応じ、<b>市場関係者の意見を聴くことができる。</b></p>	<p>(売買参加者の要件)            第23条 条例第32条第4項第5号の市規則で定めるものは、市場における<b>取引の効率化と流通秩序の保持を阻害するおそれがある者</b>又は次の各号のいずれにも該当しない者とする。</p> <p>(1) 直接消費者に販売することを本来の業務とする<b>生鮮食料品等の小売業者</b>            (2) 生鮮食料品等を加工して販売することを業務とする<b>加工業者</b>（以下「加工業者」という。）及び<b>給食業者</b>            (3) 小売業者で組織する<b>協同組合等の共同仕入機構</b>で、市場外において一定の分荷場等を有するもの            (4) 消費生活協同組合その他<b>市長が適当と認めるもの</b></p>	
事務取扱要領等	<p>○売買参加者の認定に関する事務取扱要領</p> <p>第2 認定基準            条例第32条第4項第3号に規定する<b>知識、経験及び資力信用</b>を有するものの認定は、次の基準による。</p> <p>1 法人の場合</p> <p>(1) 関係業務の<b>経験が3年以上</b>で、その法人のために<b>常時売買に参加</b>できるもの（資格は個人の場合と同じ。）がいること            (2) 認定を受けようとする市場において、<b>通常の取引単位で継続して売買取引に参加</b>できる経営規模を有すると認められること            (3) 売買代金の支払いについて、卸売業者と条例第44条第4項に規定する<b>売買代金の支払いについて特約</b>ができること            (4) その法人の<b>資本金又は出資金が200万円以上</b>あること            (5) 市場関係者に対し<b>著しく遅延した支払い債務</b>のないこと</p> <p>2 個人の場合</p> <p>(1) 関係業務の<b>経験を5年以上</b>有する成年者であること            (2) 売買参加の<b>業務資金が200万円以上</b>あること            (3) 法人の場合の(2)、(3)、(5)に同じ</p>	<p>○売買参加者の承認に関する要領</p> <p>2 承認基準            条例第26条第4項第2号に規定する<b>知識及び経験</b>を有する者とは、<b>次に掲げる事項を満たす者</b>であって、その者が売買参加者として当市場の卸売業者から卸売を受けることにより当市場の適正な流通を阻害する恐れがないと<b>市長が認めたもの</b>とする。</p> <p>(1) 申請者（法人の場合は代表者又は役員）は年齢満18歳以上の者で、当該物品の市場の<b>取引経験を有すること</b>。            (2) <b>業務資金として、300万円以上</b>有すること。ただし、青果部にあっては当市場小売商の協同組合による代払制度を利用できる者についてはこの限りでない。            (3) 当市場当該部の取引業務に<b>継続して参加</b>できること。</p>	

# 5 ICTの活用等に関する食品流通の合理化①

- 食品等の流通の合理化に関する基本方針に基づき、情報通信技術を活用した効率的な集荷システムの構築、トラック予約システムの構築等を推進。

## 食品等の流通の合理化に関する基本方針（平成30年10月17日農林水産省告示第2279号（抜粋））

### 第1 食品等流通合理化作業を実施しようとする者が講ずべき措置

#### 2 措置の方向性（法第4条第2項第1号関係）

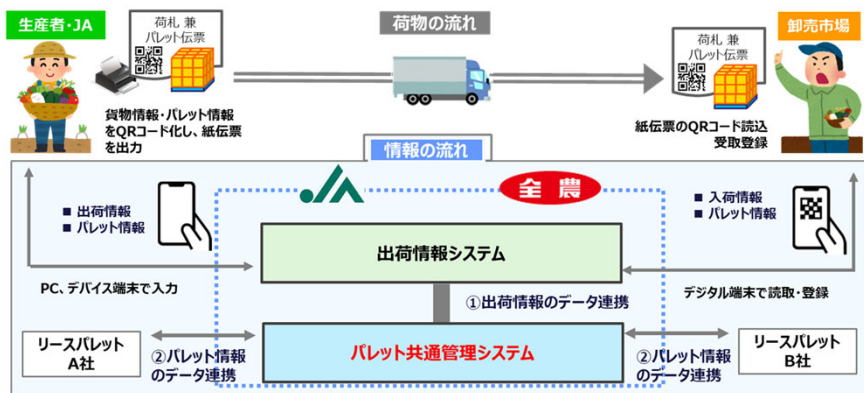
##### (1) 食品等の流通の効率化に関する措置（同号イ関係）

食品等の流通は、主にトラック輸送に依存しているが、産地が消費地から遠隔に位置しているほか、出荷量が天候に左右されやすい、輸送段階でも冷蔵等の温度管理が必要である等、輸送上の負荷が大きい。特に近年では、産地での集荷や消費地での荷降ろしの際のドライバーの待ち時間の長期化、手積み、手降ろし等の荷役作業の負担等が課題となっており、トラックドライバーの人手不足と相まって、流通コストの上昇要因になるのみならず、食品等の輸送自体が立ち行かなくなるおそれがある。このため、食品等流通事業者は、次のような取組を実施し、食品等の流通の効率化を図ることが期待される。

- ① 産地では、段ボールや紙袋のばら積みから、段ボール等をパレットに載せた荷姿で出荷し、消費地まで一貫してパレット輸送を行うよう転換する。また、各産地の出荷量の変動中でも集荷量を予測し、これに合ったトラックを手配して効率的なルートを通って集荷できるよう、情報通信技術を活用した効率的な集荷システムを構築する。
- ② 産地から消費地への輸送に当たっては、集荷場、卸売市場等の既存施設をストックポイントとして活用し、複数の荷主の荷物を共同輸送することによりトラックの積載率を高め、幹線輸送の効率性を高める。また、産地から消費地までが遠隔な場合には、トラック輸送から鉄道輸送又は船舶輸送に切り替えて長距離輸送を効率的に行うモーダルシフトを実施する。
- ③ 消費地では、物流拠点での荷降ろしに当たり、トラックドライバーの待ち時間を最小化できるよう、情報通信技術を活用したトラック予約受付システムを構築する。また、小売店等への多頻度かつ少量の輸送に当たり、複数の小売店等の荷物を共同輸送することにより、輸送の効率性を高める。
- ④ 以上のほか、インターネット通販、宅配等の販売ルートが多様化する中で、取引自体は産地が自らに有利な販売ルートを選択する一方、物流は個別輸送を抑制して幹線輸送に集約することにより、輸送の効率性を高める。

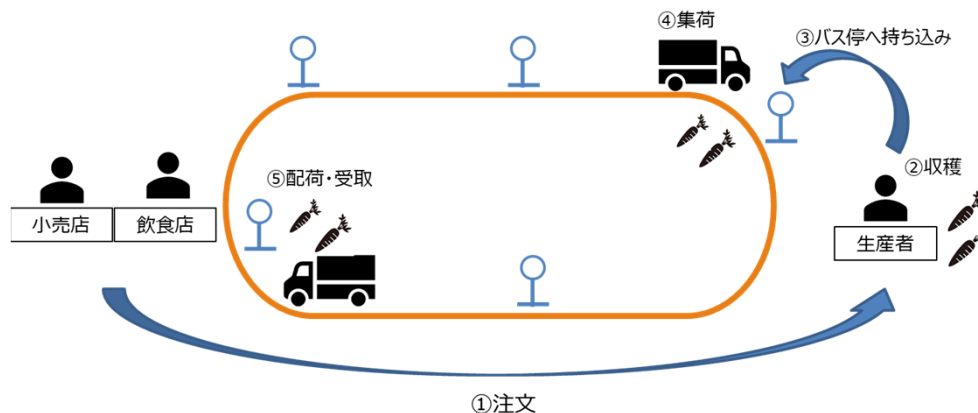
# 5 ICTの活用等に関する食品流通の合理化②

## パレット単位によるデータ連携システムの導入

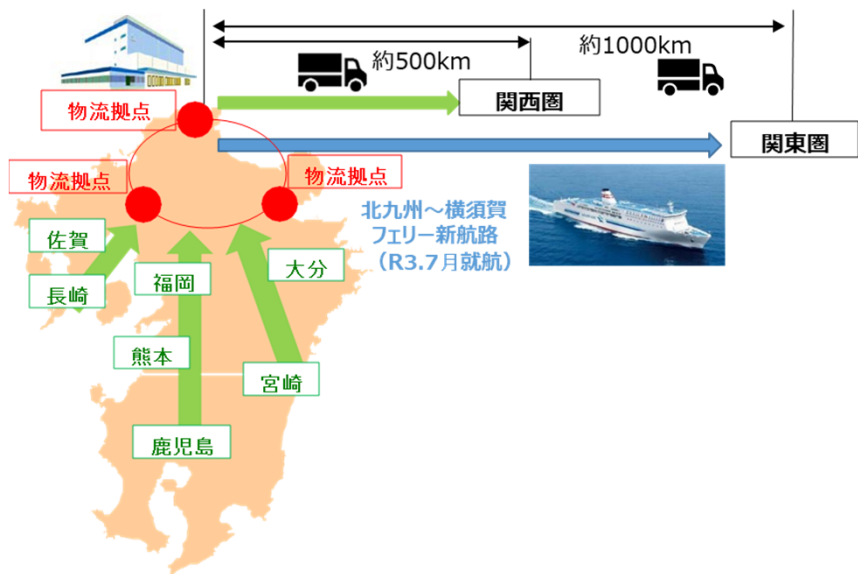


出所：令和3年度食品等流通持続化モデル総合対策事業（持続的サプライチェーン・モデル確立事業）パレットを活用したデータ連携システム開発検討会資料より抜粋

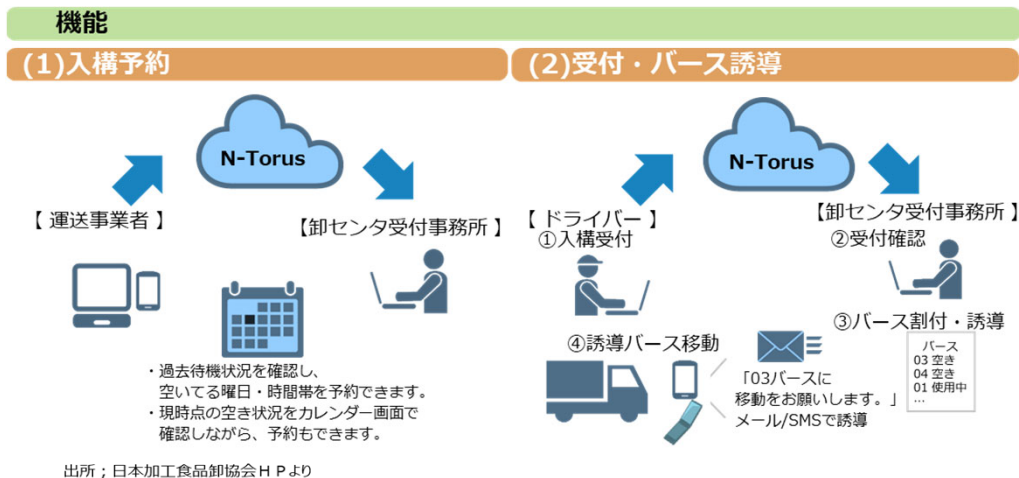
## 地域内の生産者と実需者をつなぐ流通プラットフォームの構築



## ストックポイントに集荷した青果物の共同輸送・モーダルシフト



## ドライバーの待ち時間を最小化するためのトラック予約受付システム



出所：日本加工食品卸協会HPより

# 6 不公正な取引に関する調査の実施状況①

- 平成30年の食品等流通法の改正により、**食品等の取引の適正化を図るための取引実態の調査を開始。**
- 令和元年度以降、アンケート・ヒアリングにより調査を実施。

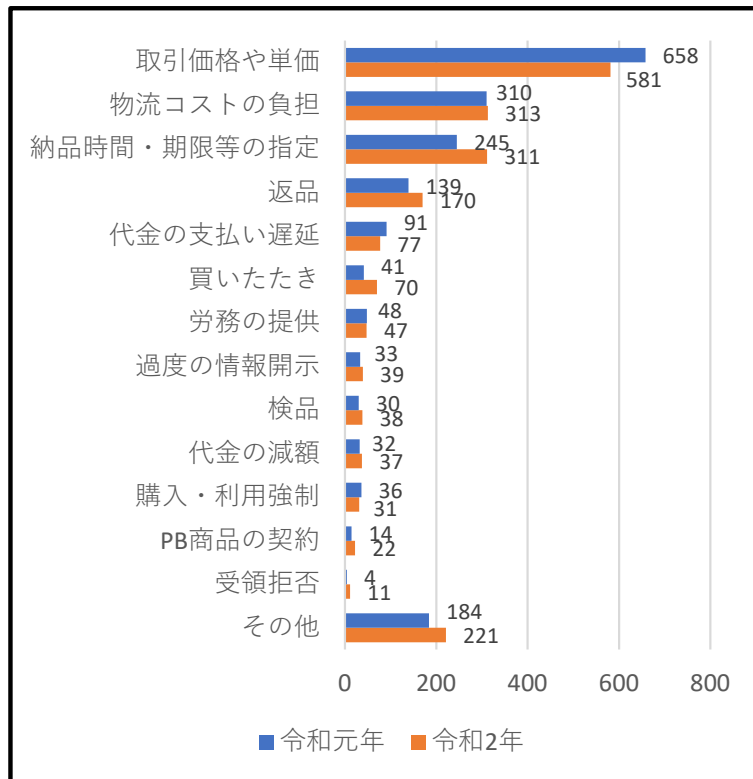
## 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号（抜粋））

### （食品等流通調査）

- 第二十七条 農林水産大臣は、**食品等の取引の適正化**のため、食品等の取引の状況その他食品等の流通に関する調査（以下「**食品等流通調査**」という。）を行うものとする。
- 2 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第四条第六項に規定する中央卸売市場又は同法第十三条第六項に規定する地方卸売市場を開設する者は、農林水産大臣の行う食品等流通調査に対して協力するため、農林水産省令で定めるところにより、その保有する情報であつて食品等の取引の状況その他食品等の流通に関するものを提供するよう努めるものとする。
- 3 農林水産大臣は、食品等流通調査を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関及び食品等流通事業者その他の関係事業者に対し、必要な協力を求めることができる。
- 4 関係行政機関及び食品等流通事業者その他の関係事業者は、前項の規定により協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めるものとする。

### 【アンケート調査結果】

【調査結果：納入事業者の取引上の課題】



【納入事業者の取引上の課題ランキング（業態別）】

		1位	2位	3位
百貨店	令和元年度	取引価格や単価	物流コストの負担	納品時間・期限等の指定 返品
	令和2年度	取引価格や単価	物流コストの負担	納品時間・期限等の指定
総合スーパー	令和元年度	取引価格や単価	物流コストの負担 納品時間・期限等の指定	-
	令和2年度	取引価格や単価	物流コストの負担	納品時間・期限等の指定
食品スーパー	令和元年度	取引価格や単価	物流コストの負担	納品時間・期限等の指定
	令和2年度	取引価格や単価	物流コストの負担	納品時間・期限等の指定
コンビニ	令和元年度	取引価格や単価	納品時間・期限等の指定	物流コストの負担
	令和2年度	取引価格や単価	納品時間・期限等の指定	物流コストの負担
ディスカウント	令和元年度	取引価格や単価	物流コストの負担	買ったたき
	令和2年度	取引価格や単価	物流コストの負担	納品時間・期限等の指定
ドラッグストア	令和元年度	取引価格や単価	返品	物流コストの負担
	令和2年度	取引価格や単価	物流コストの負担	納品時間・期限等の指定
生協	令和元年度	納品時間・期限等の指定	取引価格や単価	過度の情報開示
	令和2年度	取引価格や単価	納品時間・期限等の指定	過度の情報開示
ホームセンター	令和元年度	取引価格や単価	物流コストの負担	-
	令和2年度	取引価格や単価	-	-

## 6 不公正な取引に関する調査の実施状況②

- 食品等流通調査の結果は公表するほか、食品等流通事業者に対する指導・助言等を実施。
- 令和3年度の調査を踏まえ、令和4年4月には農林水産大臣から価格転嫁の協力要請を発出。

### 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号（抜粋））

#### （食品等流通調査に基づく措置）

第二十八条 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等流通調査の結果に基づき、食品等流通事業者に対する指導及び助言、食品等の流通に関する施策の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。

#### （公正取引委員会への通知）

第二十九条 農林水産大臣は、食品等の取引に関し、不公正な取引方法に該当する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知するものとする。

### 【 農林水産大臣名での協力要請 】

#### <要請文内容>

商品の原材料費、物流費等の高騰を理由とした価格転嫁についての交渉は難航していると回答する事業者が多くみられた食品等流通調査の結果を踏まえ、関係団体及び関係者においては、**労務費、原材料費及びエネルギーコストの上昇分が取引価格に適正に反映されるよう、御協力いただきたい。**

#### <令和3年度ヒアリング調査結果概要>

納入事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 小売事業者は消費者への販売価格を重視しているため、<b>物流費を納価に転嫁するのは難しい</b>。単月毎での値上げについては受け入れてくれない。</li><li>・ 物流費を理由として納価に結びつけられるのは大手メーカーと大手スーパーの取引くらいではないか。<b>地方のスーパー、卸の関係では難しい</b>と感じる。</li><li>・ 過去は、値上げ交渉は売上減少を恐れてなかなか難しかったが、現状は、小売側も商品を仕入れできなくなるリスクがあることを承知しており、<b>一部の小売事業者では受け入れられる環境</b>である。</li></ul>
小売事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 値上げについては市場状況や商談内容により<b>明確な根拠を納入事業者に提示いただき合理性を検討し、理由が正当であれば都度応じている</b>。</li><li>・ 納入事業者の納価の値上げ要求を受け入れ、即座に対応したいのが本音だが、<b>競合スーパーとの価格競争の兼ね合い</b>もあり、安易にあげられない。</li><li>・ 納価の値上げを受け入れ、商品の店頭価格を値上げした場合、<b>消費者は価格に敏感</b>であるため、なかなか受け入れてもらえない。</li></ul>